

一宮市章及び一宮市旗の取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市章（以下「市章」という。）及び一宮市旗（以下「市旗」という。）が、共に一宮市を象徴する公共のマーク及び旗であることを認識し、その取扱いを定めるものとする。

(市章)

第2条 市章の形状及び規格は、市徽章（大正11年一宮市告示第58号）に定めるとおりとする。

2 市章（変形、加筆等をしたものを含む。以下同じ。）は、次に掲げる場合に使用することができる。

(1) 市又は市議会が使用する場合

(2) 市職員がその身分を表わすために使用する場合

(3) 国又は他の地方公共団体が使用する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、総務部行政課長が必要と認める場合

3 前項第3号又は第4号の規定により市章を使用しようとする者は、一宮市章使用申請書（様式第1号）を総務部行政課長に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、申請は、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

5 前項の規定により行われた申請については、様式1により行われたものとみなして、この要領の規定を適用する。

6 第4項の規定により行われた申請は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに行政課長に到達したものとみなす。

7 市章の使用の承認は、次の各号に掲げるすべての条件を具備したものに限り、行うものとする。

(1) 品位を損なわないものであること。

- (2) 市章を着色する場合は、落ち着いた色彩であること。
 - (3) 営利団体等が営利のため又は自己を表示するため使用しないこと。
 - (4) 本市の事業と混同されるおそれのないものであること。
- 8 総務部行政課長は、市章の使用を承認したときは一宮市章使用承認通知書（様式第2号）により、市章の使用を承認しないときは一宮市章使用不承認通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。
- 9 総務部行政課長は、市章の使用の承認を受けた者が第4項各号の条件のいずれかを具備しないと認められるに至った場合は、その承認を取り消すものとする。
この場合においては、直ちに一宮市章使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（市旗）

第3条 市旗の形状及び規格は、市旗（昭和41年一宮市通達第1号）に定めるとおりとする。

- 2 市旗は、国旗と同様に自由に広く使用することができる。
- 3 市旗の使用に当たっては、品位を損なわないように留意しなければならない。
- 4 市旗の掲揚方法は、次のとおりとする。
 - (1) 国旗と市旗とを併せて掲揚する場合は、建物等に（会場等にあつては、客席から）向かって左側に国旗を、右側に市旗を掲揚すること。
 - (2) 竿により交差して掲揚するときは、国旗が建物等に（会場等にあつては、客席から）向かって左側になるようにし、旗竿と旗竿との接点では、国旗の竿を手前とすること。
 - (3) 市旗のほかに2本の旗を加え、3本の旗を掲揚する場合の序列は、建物等に（会場等にあつては、客席から）向かって中央・左側・右側の順であること。
このとき、市旗が他の旗に敬意を表す場合は、正面に向かって右側とすること。
 - (4) 国旗と市旗とを併せて掲揚する場合の市旗の大きさは、国旗と同一とすること。同一のものがいない場合は、国旗より小さなものを使用すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市旗を掲揚するに当たっては、慣例に従った方法により行うこと。

（事務の所管課）

第4条 この要領の規定に基づく事務の所管課は、総務部行政課とする。

付 則

- 1 この要領は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 一宮市章の使用の承認に関する事務取扱い要領は、廃止する。

付 則

この要領は、平成22年11月17日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月19日から施行する。

付 則

この要領は、2025(令和7)年1月17日から施行する。

様式第1号（第2条第3項関係）

一宮市章使用申請書

年 月 日

（あて先）一宮市総務部行政課長

（住所）

（団体名）

（代表者名）

下記のとおり一宮市章を使用したいので、申請します。

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間

4 その他（使用例がわかる図案等）

一宮行政発第 号
年 月 日

様

一宮市総務部行政課長

一宮市章使用承認通知書

年 月 日付けで申請がありました表記の件につきまして、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用方法
- 3 使用期間

一宮行政発第 号
年 月 日

様

一宮市総務部行政課長

一宮市章使用不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました表記の件につきまして、下記のとおり不承認と
します。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間

4 不承認理由

一宮行政発第 号
年 月 日

様

一宮市総務部行政課長

一宮市章使用承認取消通知書

年 月 日付け 一宮行政発第 号により承認しました表記の件につきまして、下記のとおり取り消します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用方法
- 3 使用期間
- 4 取消理由